

第6回共通到達度確認試験

令和7年1月12日実施

2. 刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

【刑法一部改正について】

本年度の刑法の試験は、令和6年9月1日において施行されている法令に基づいて出題されます。「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)のうち、拘禁刑の創設および執行猶予制度の改正に関する部分は同日において未だ施行されていません。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

X は某年 4 月 1 日に、強盗罪を犯した。仮に、同年 5 月 1 日に刑法の一部を改正する法律が施行され、強盗罪の法定刑が重くなったとして、X には、改正前の軽い法定刑が適用される。

問題 2

独自の治療を施す能力をもつとして信奉者を集めていた X は、その信奉者であった A から、脳内出血で病院に入院中である B (A の父親) の治療を依頼され、A に指示して、痰の除去や水分の点滴等の医療措置を要する状態にある B を病院から主治医に無断で運び出させ、X の滞在するホテルに連れて来させた。X は、上記独自の治療を A からゆだねられ、B の容態を直に見て、このままでは B が死亡する危険があることを認識したが、病院から運び出させた自分の指示の誤りが露呈するくらいならば、B が死んでも構わないと考えて、生命維持に必要な医療措置を受けさせないまま B をホテルに放置し、よって B を痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡させた。この場合、X と B との間に親子関係はなく、また、A による B の治療の依頼は民法上有効な契約ではないため、X には、不作為の殺人罪を基礎づけるような作為義務が認められない。

問題 3

X は、警察官 A を殺害しようとして、路上にいた A に拳銃を向けて発射したところ、弾は、A に命中し、その身体を貫通した後に、X の認識していなかった通行人 B にも当たり、A と B の 2 名が負傷した。この場合、X には A に対する殺人未遂罪に加えて、B に対する殺人未遂罪も成立する。

問題 4

X は、A を助手席に同乗させて軽トラックを運転していたが、前方不注意の状態、最高速度が時速 30km に指定されている道路を時速 65km の高速度で進行していたため、対向車両に気づいた時点で適切な措置をとることができず、あわててハンドルを切って自車を暴走させ、信号柱に自車を衝突させ、よって A を死亡させた。また、X の運転する軽トラックの後部荷台には、目的地に到着した時に X を驚かせようと考えた X の友人 B がこっそりと乗り込んでおり、上記衝突の衝撃により死亡するに至った。この場合、X には、A に対する過失運転致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条）は成立するとしても、B が後部荷台に乗り込んでいるという事実を X が認識していない以上、B 死亡の結果を予見することはできないため、B に対する過失運転致死罪の成立を認めることはできない。

問題 5

正当防衛の成否が問題となる場面で、単に予期された侵害を避けなかったというにとどまらず、その機会を利用し積極的に相手に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだときには、急迫性は肯定されるが、防衛の意思が欠けるため、正当防衛は成立しない。

問題 6

X と A は、交通事故による負傷を装って保険金を保険会社から詐取することを共謀し、X が自動車を運転して、A が乗る自動車に故意に追突し、A に軽い傷害を負わせた。A が軽い傷害の発生という結果を正しく認識して承諾を与えていたとしても、X には傷害罪が成立する。

問題 7

X は、ダイナマイト 15 本を使用し、これを爆発させて村有の橋を損壊した。X は、自らの行為はせいぜい器物損壊であって、処罰されてもその刑は、刑法 261 条（器物損壊罪）に規定される範囲を超えないと考えていた。しかし、X の行為は、実際には死刑または無期もしくは 7 年以上の懲役の対象となる爆発物取締罰則 1 条の罪に該当するものであった。この場合において、X の行為には、刑法 38 条 3 項ただし書による刑の減軽は認められない。

〔参考条文〕 刑法

（故意）

第 38 条

1・2 （略）

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。

問題 8

X が殺意をもって A の胸部を包丁で刺し、A が致命傷を負った場合において、その傷が原因となって数日後に A が病院で死亡したとき、X には、A を刺した時点で殺人未遂罪が成立し、A が死亡した時点で殺人罪が成立して、両罪は観念的競合となる。

問題 9

刑事未成年者（刑法 41 条により責任無能力とされる）に指示命令して強盗行為を行わせた者は、強盗罪の間接正犯になるとは限らず、強盗罪の共同正犯として罪責を負うことがある。

問題 10

殺人未遂の教唆犯は、単に殺人の実行をそそのかしただけでは成立しないが、被教唆者が実行に及ぶ必要はなく、被教唆者において殺人の犯意が生じた時点で成立する。

問題 11

X が A を脅かすために、狭い室内において A の面前で金属バットを振り回したところ、A が予想外の動きをしたために、バットが A の頭部に当たり、A は怪我をした。この場合、X には傷害の故意がないから、傷害罪は成立しない。

問題 12

脅迫罪が成立するには、被告知者またはその親族の生命、身体、自由等に対する、一般に人を畏怖させるに足りる加害の告知が必要であるが、被告知者が実際に畏怖したことまでは必要ない。

問題 13

A が店長として毎日出勤して業務を統括するコンビニエンスストアに雇われているアルバイト店員 X が、夕食にするため、店舗内で販売されているカップラーメンを無断で自宅に持ち帰った場合、X には、横領罪ではなく、窃盗罪が成立する。

問題 14

X が、A の土地を不法に占拠し、その土地の上に家屋を建築した場合、X にその土地に対する窃盗罪が成立する。

問題 15

X は、文具店で万年筆を窃取し、店を出たところで、店員 A に呼び止められた。X は、窃取した万年筆を取り返されることを防ぐため、持っていたサバイバルナイフを A の胸元に突きつけて脅迫したが、駆けつけてきた警備員 B に取り押さえられた。窃盗が既遂に達している以上、X には事後強盗罪の既遂が認められる。

問題 16

X が、一般に 3 万円程度の価格で市販され容易に入手しうるマッサージ器を難病治療に効果のある特殊な医療器具だと偽り、その旨を信じた A に対してこれを売却し、代金 3 万円を受け取った。A が支払ったのが市場価格相当の金額であったとしても、X に詐欺罪が成立しうる。

問題 17

X は、自己に対して 2000 万円を現実的に融資した A のために自己の土地に抵当権を設定した後、その旨の抵当権の登記を行っていないのをいいことに、B のために同一土地に更に抵当権を設定してその旨の登記を行った。背任罪は条文上、「他人のためにその事務を処理する者」が主体となっており、「その事務」とは「他人の事務」を指すため、X は他人である A の事務を処理する者とはいえず、背任罪は成立しない。

問題 18

X が、A から保管を依頼されていた A 所有の動産を保管場所から持ち出し A に無断で Y に売り渡そうとする場合、X が売却の意思表示をした段階で Y の買い受けの意思表示を待たずに横領罪が成立しているから、その段階で事情を知ってそれを買い受ける Y には、委託物横領罪の共同正犯ではなく、盗品等有償譲受け罪が成立する。

問題 19

公務執行妨害罪は、妨害結果の発生が必要であるから、職務執行中の公務員に対して暴行を加えても、当該公務員による職務の執行が滞らなかった場合には、同罪は成立しない。

問題 20

犯人が自ら逃げ隠れした場合、犯人隠避罪は成立しないが、犯人が他人を教唆して自らを隠避させた場合には、犯人隠避罪の教唆犯が成立する。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題に解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

因果関係に関するつぎのア～エの記述の正誤について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア. X は、資材置場で A の頭部を鉄パイプなどで多数回殴打するなどの暴行を加え、A に脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた。翌日未明、A は脳出血により死亡するに至ったが、のちに判明した事実によれば、X が立ち去った後、偶然現場を通りかかった Y が、さらに A の頭部を角材で数回殴打していた。この場合、X の暴行により A の死因となった傷害が形成されていたのであれば、Y の暴行が、A の死期を幾分か早める影響を与えていたとしても、X の暴行と A の死亡との間の因果関係は肯定される。
- イ. X は、居酒屋で A の後頸部を底の割れたビール瓶で突き刺すなどの暴行を加え、A に多量の出血をとまなう頸部血管損傷等の傷害を負わせた。A は重篤な状態ではあったが、すぐに病院に運ばれ緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定した。しかし、その日のうちに、A の容体は急変し、前記傷害に基づく脳機能障害により死亡した。この場合、A が医師の指示に従わず、無断で退院しようとして治療用の管を抜くなどして暴れたために治療の効果が上がらなかったという事実が介在していたとしても、X の暴行と A の死亡との間の因果関係は肯定される。
- ウ. 柔道整復師である X は、風邪気味の A から診察治療を頼まれた際、誤った思い込みから、熱を上げること、水分や食事を控えること等の病状悪化の危険のある指示を出した。また、X は、これに従った A の病状が次第に悪化しても、格別医師の診察治療を受けるよう勧めもしないまま、引き続き前と同様の指示を繰り返していた。A は、X の度重なる指示に忠実に従ったためその病状が悪化の一途をたどり、高熱によりけいれんを起こすなどしてようやく医師の手当てを受けるに至ったが、すでに脱水症状に陥って危篤状態にあり、まもなく気管支肺炎に起因する心不全により死亡した。この場合、医師の診察治療を受けることなく X だけに依存した A に落ち度があったとしても、X の過失行為と A の死亡との間の因果関係は肯定される。
- エ. X は、A を普通乗用自動車の後部トランク内に押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にしたうえで、同車を発進走行させた。X が知人らと合流するために片側 1 車線のほぼ直線の見通しのよい道路上で同車を停車させていたところ、Y の運転する自動車が X の車両の後部に追突したため、トランクの中央部がへこみ、この事故により、閉じ込められていた A は頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。この場合、A の死の直接的な原因となった Y の運転行為に甚だしい過失があったとしても、X の監禁行為と A の死亡との間の因果関係は肯定される。

1. アのみが誤っている
2. イのみが誤っている
3. ウのみが誤っている
4. エのみが誤っている
5. ア～エはすべて正しい

問題 22

つぎの A～E のカッコ内のア～サのうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- A. 急迫不正の侵害を誤信したが、誤信した侵害を前提としても過剰な防衛手段を意図的に選択し、被害者に傷害を負わせた場合には、傷害罪の（ア. 故意が認められる イ. 故意が阻却される）。
- B. 外国の暴力団組織の関係者から「ある物」を日本に輸入してほしいと頼まれ、対価と引き換えに「ある物」を輸入したが、実はその「ある物」は覚醒剤であったという場合、その「ある物」が、（ウ. 覚醒剤であると認識していたときに限り エ. 覚醒剤かもしれないし、それ以外の身体に有害で違法な薬物かもしれないと認識していたにすぎないときであっても）覚醒剤輸入罪の故意は認められる。
- C. 日頃から恨んでいたライバル会社 A の従業員 B を殺害しようと、他の従業員もそれを飲むかもしれない可能性に思い至りながら、A の従業員全員が使用しているウォーターサーバーの水に一口飲めば死ぬ量の毒を入れた結果、実際にそのウォーターサーバーの水を飲んだ B と他の従業員 1 人が死亡した場合には、（オ. 2 個の殺人罪が成立する カ. 1 個の殺人罪が成立する）。
- D. 人をマネキンであると勘違いして、その頭部にむけて発砲して人を死亡させた場合には、（キ. 器物損壊罪が成立する ク. 殺人罪が成立する、ケ. 器物損壊罪も殺人罪も成立しない）。
- E. 麻薬である粉末（ジアセチルモルヒネ）を覚醒剤と誤認して日本国内に持ち込んだ場合には、（コ. 麻薬輸入罪 サ. 覚醒剤輸入罪）の故意犯が成立する。

1. アコ 2. イオ 3. ウカ 4. エキ 5. ケサ

[参照条文]

○麻薬及び向精神薬取締法

第 64 条

1 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、1 年以上の有期懲役に処する。

2・3 （略）

○覚醒剤取締法

（刑罰）

第 41 条

1 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者……は、1 年以上の有期懲役に処する。

2・3 （略）

問題 23

正当防衛と緊急避難に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ 選びなさい。

- ア. 「不正の侵害」は、故意による侵害のみを意味するため、過失による侵害に対する正当防衛は認められず、緊急避難の成立のみが問題になる。
- イ. 他人の利益を防衛するための正当防衛は認められるが、他人の利益に対する危難を避けるための緊急避難は認められない。
- ウ. 正当防衛と緊急避難の要件として、条文上どちらも「やむを得ずにした行為」が必要とされているが、その具体的内容は異なり、正当防衛の場合には、他にとるべき手段がなかったことまでは必要ではない。
- エ. 緊急避難の成立のためには、避難行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかったことが必要だが、正当防衛は、反撃行為により生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大きくても、成立しうる。
- オ. 緊急避難は、業務上特別の義務がある者には適用されないという明文の規定が存在するが、正当防衛にはこのような規定は存在しない。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 24

実行の着手の判断基準に関するつぎの学生 A・B の【議論】のカッコ内に入る語句の組み合わせとして、正しいものを1つ選びなさい。

【議論】

学生 A：実行の着手時期について、未遂の処罰根拠を（ア）に求めることを前提に、（イ）的基準により判断すべきという理解が多数となって久しいね。

学生 B：しかし、条文との関係で分かりやすいのは、（ウ）の一部を開始した時点が着手だとする形式的客観説だ。

学生 A：ただ、それを徹底すると、たとえば、窃盗罪の「窃取」への着手は、極端な話、（エ）ということになる。そこで、形式的客観説には、（ウ）に密接な行為の時点で着手を認めるという修正が加わる。大審院の判例には、被害者方に侵入し、金品物色のためタンスに近寄った際に被害者に発見されたという住居侵入窃盗の事案において、財物の支配を侵すにつき密接な行為、具体的には、（オ）段階で窃盗の着手が認められるとしたものがあるね。

学生 B：でも、そうした修正を加えなければならないならば、むしろ、（イ）的な（カ）という実質的基準で考えたいよ。最高裁の判例にも、被告人らが、路上を歩いていた被害女性をダンプカーに引きずり込み、約 5 km離れた工事現場で強姦したが、（キ）際に被害女性を負傷させたという事案で、かつての強姦罪との関係で、（キ）段階で強姦に至る（イ）的な（カ）が認められるから着手があり、被告人には（ク）が成立するとしたものがある。

学生 A：平成期の重要判例は、行為者が、被害者にクロロホルムを吸引させて失神させたうえで（第1行為）、車ごと海中に転落させて（第2行為）溺死させる計画の下に、両行為に及んだ事案で、（ケ）段階で殺人の実行の着手を認めた。この結論を導くにあたり、判例は、①第1行為は第2行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠だったこと、②第1行為に成功すれば以降の計画遂行のうえで障害となる事情がなかったこと、③両行為の時間的場所的近接性を考慮要素としている。

学生 B：この判例で重要なのは、①②③の要素を考慮して実行の着手の有無を判断する前提として、行為者らの（コ）を確認していることだね。これにより、実行の着手の基準は（イ）的な（カ）であるといっても、（コ）は考慮する立場であることが明らかになったと思う。

学生 A：詐欺罪の着手に関する判例でもその点は確認されている。この判例では、「本件嘘の内容は、その犯行（コ）上、被害者が現金を交付するか否かを判断する前提となるよう予定された事項に係る重要なものであった」ことが指摘されている。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. ア＝行為者の危険性 | イ＝客観 |
| 2. ウ＝構成要件該当行為 | エ＝財物に手をかけた時点 |
| 3. オ＝住居に立ち入る行為の | カ＝危険性 |
| 4. キ＝引きずり込む | ク＝強姦罪と傷害罪 |
| 5. ケ＝第2行為の | コ＝計画 |

問題 25

つぎの【事例】における Y の罪責を、下のそれぞれの【見解】から検討するとどうなるか。正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例】

X がコンビニで商品の万引きをしたところ、それを発見した店長 A が X を追いかけて、店の前の路上で X を組み伏せた。ちょうどそこを通りかかった X の友人 Y は、X に助けを求められたので、事情をすべて察知したうえで X と意思を通じて、X を解放するために、X に覆いかぶさっている A の頭部をいきなり強く蹴りつけた。

【見解】

- ア. 刑法 238 条における「窃盗が」というのは「窃盗の罪を犯し」という意味ではなく、「窃盗犯人が」という意味である。事後強盗罪は結合犯ではなく、65 条 1 項が適用される構成的身分犯である。
- イ. 刑法 238 条における「窃盗が」というのは「窃盗の罪を犯し」という意味ではなく、「窃盗犯人が」という意味である。事後強盗罪は結合犯ではなく、65 条 2 項が適用される加減的身分犯である。
- ウ. 刑法 238 条における「窃盗が」というのは「窃盗犯人が」という意味ではなく、「窃盗の罪を犯し」という意味である。事後強盗罪は身分犯ではなく、窃盗罪と暴行・脅迫罪の結合犯であり、また、窃盗を実行した先行者との間で意思を通じて暴行・脅迫を共同して行った後行者には承継的共同正犯が認められる。
- エ. 刑法 238 条における「窃盗が」というのは「窃盗犯人が」という意味ではなく、「窃盗の罪を犯し」という意味である。事後強盗罪は身分犯ではなく、窃盗罪と暴行・脅迫罪の結合犯であり、また、窃盗を実行した先行者との間で意思を通じて暴行・脅迫を共同して行った後行者には承継的共同犯は認められない。

[参照条文] 刑法

(事後強盗)

第 238 条 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

1. 見解アおよび見解ウからは事後強盗罪の共同正犯が、見解イおよび見解エからは暴行罪の共同正犯が成立する。
2. 見解アおよび見解エからは暴行罪の共同正犯が、見解イおよび見解ウからは事後強盗罪の共同正犯が成立する。
3. 見解アからは事後強盗罪の共同正犯が、見解イおよび見解ウからは暴行罪の共同正犯が成立し、見解エからは不可罰となる。
4. 見解アからは暴行罪の共同正犯が、見解イおよび見解ウからは事後強盗罪の共同正犯が成立し、見解エからは不可罰となる。

5. 見解アからは暴行罪の共同正犯が、見解ウからは事後強盗罪の共同正犯が成立し、見解イおよび見解エからは不可罰となる。

問題 26

逮捕・監禁罪および略取・誘拐罪に関するつぎの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 場所的移動の意思も能力も有しない生まれた直後の嬰兒は、逮捕・監禁罪および略取・誘拐罪の客体とはならない。
2. X は、行き先について虚言を弄して A を自動車に同乗させ、しばらく走行したところ、途中で行き先が違うことに気づいた A から停車を求められたが、無視して走行を続けた。X には、A に停車を求められた時点ではじめて監禁罪が成立する。
3. X は、A を自室に監禁中、A から侮辱的な発言をされたことから、かっとなって A を殴りつけ、負傷させた。X には監禁致傷罪が成立する。
4. 母親の監護養育下にある幼児を共同親権者である別居中の父親が連れ去る行為は、形式的に未成年者拐取罪の構成要件に該当しても、親権に基づく権利行為として常に違法性が阻却される。
5. 未成年者を身の代金目的で拐取した場合、未成年者拐取罪と身の代金目的拐取罪の両罪で処罰されることはない。

問題 27

つぎの【事例】に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Xは、殺意をもってAを刃物で刺して即死させ、その直後、Aの所持していた財布を持ち去った。

1. Xが、Aを刺殺する前から、財布を領得するつもりであった場合、財布を持ち去った時点で、強盗殺人罪が既遂となる。
2. Xが、Aを刺殺する前から、財布を領得するつもりであった場合、強盗および殺人の故意があるので、強盗罪と殺人罪が成立する。
3. Xが、Aを刺殺した直後に、財布を領得する意思を生じた場合、殺害行為を利用する意思で財布を持ち去っていれば、強盗殺人罪が成立する。
4. Xが、Aを刺殺した直後に、財布を領得する意思を生じて財布を持ち去った場合、殺人罪と窃盗罪が成立する。
5. Xが、Aを刺殺した直後に、まだAが生存していると誤信しつつ、財布を領得する意思を生じて財布を持ち去った場合、殺人罪のほか、占有離脱物横領罪の限度で罪責を負う。

問題 28

つぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

ア. Xは、不正に入手した他人の預金口座のキャッシュカードと暗証番号を利用して現金自動預払機(ATM)において現金を払い戻した。Xには、電子計算機使用詐欺罪が成立する。

イ. Xは、開設する預金口座の通帳をAに譲渡する意図であるのにこれを秘して口座の開設を申し込み、X自身が口座を利用するものと誤信した窓口係員Bから、通帳の交付を受けた。Xには、詐欺罪が成立する。

ウ. Xは、架空人であるAになりすまして、A名義の預金口座の開設の申込みをした。対応した窓口係員Bは、Xが別人になりすましていることを見抜いたが、面倒が生じるのが嫌だったため、そのまま口座開設の手続を進め、Xに通帳を交付した。Xには、詐欺罪の既遂は成立しない。

エ. Xは、残高が0円であった自己名義の預金口座に誤った振込みがなされていることを知ったうえで、銀行の窓口係員Aに対し、誤った振込みがあった旨を告知することなく、振り込まれた額の払戻しを請求し、Aから即時にその払戻しを受けた。誤って振り込まれた額についても銀行に対する預金債権が有効に成立するから、Xには、詐欺罪は成立しない。

オ. Xは、Aに電話をかけ、Aの息子になりすまして「会社で不祥事を起こし、示談

金としてすぐに 100 万円が必要になった。」と嘘を言い、これを信じた A に、X 名義の預金口座に 100 万円を振り込ませた。この 100 万円が X 名義の口座に入金された時点で、詐欺罪は既遂となる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題 29

盗品等関与罪に関するつぎの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. X は、A から依頼を受けて高価な指輪を預かり保管している間に、当該指輪は B から盗まれたものであることを知ったが、その後も継続して A のために当該指輪を保管していた。盗品等関与罪は、被害者の物に対する回復請求権を保護するための規定であり、B の回復請求権が侵害されるのは X が A から当該指輪を預かった時点である。したがって、その時点で X は指輪が盗品であることを知っていなければならないため、この場合、X には盗品保管罪が成立しない。
2. X は、A から高価な衣類を売却することを依頼され、それが被害者 B から数日前に盗まれたものであることを知りつつ、C に対して 50 万円で売り渡す約束をし、売買を成立させた。それが盗品であることについて A が善意無過失で、平穩かつ公然にその占有を取得した場合には民法上の即時取得が成立し、B は当該衣類の回復を請求する権利を失っているため、X には盗品有償処分あっせん罪は成立しない。
3. X は、高価な腕時計を盗まれた A から、その取戻しの依頼を受けて調査していたところ、窃盗犯人である B を発見した。X は、B から時計を返還する対価として高額の金銭を請求されたところ、A のためではなくむしろ B との関係を良好なものにしたいと考えて、B の請求した金額をそのまま支払ったうえで、B から運搬のために受け取った当該腕時計を A 宅まで運んでいき、自分が支払った代金を告げて A から現金を取得し、当該腕時計を A に渡した。この場合、X には盗品運搬罪が成立する。
4. X は、妻である A に頼まれ、A が第三者 B により窃取されたものであることを知りつつ B から購入した高価な壺を、それが盗品であると知りつつも自宅の倉庫に保管した。盗品等関与罪に関する親族間の特例は、「配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間」で同罪を犯したときに適用されるものであるから、X には盗品保管罪が成立するものの、その刑が免除される。
5. X は、窃盗犯人である A が B 宅から窃取した高価な絵画を C に売却して 1 億円を得たもののその隠し場所に困っている旨を A から打ち明けられたため、自宅で預かる旨を申し出て、当該 1 億円を自宅の倉庫で保管した。盗品等関与罪は、窃盗等の犯罪を助長誘発する恐れのある行為を抑止するための規定であり、絵画が現金に換金された場合にもその趣旨が妥当するため、X には盗品保管罪が成立する。

問題 30

毀棄罪・放火罪に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 建造物等以外放火罪が成立するためには、放火して同罪所定の物を焼損する認識は必要であるが、焼損の結果として公共の危険を発生させることの認識は不要であるから、X が Y に対して、A のバイクを空き地などの人気のない場所で燃やして破壊するように指示し、Y が A のバイクを A の家に隣接したバイク置き場で放火して焼損した場合、X には器物損壊罪ではなく、建造物等以外放火罪の共謀共同正犯が成立する。
- イ. 建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体にあたるか否かは、当該物と建造物の接合の程度を考慮して決すべきものであるから、X が A の住居に取り付けられている、適切な工具を使用すれば取外しが可能である玄関ドアを金属バットで叩いて凹ませた場合、X には建造物損壊罪ではなく、器物損壊罪が成立する。
- ウ. 建造物等以外放火罪にいう「公共の危険」には、刑法 108 条・109 条 1 項所定の物件に対する延焼の危険、および、不特定または多数の人の生命、身体に対する危険しか含まれないから、X が市街地の駐車場に駐車してあった A の自動車に放火して焼損させ、近くに停めてあった B および C の自動車に延焼する危険が生じた場合、X には建造物等以外放火罪ではなく、器物損壊罪が成立する。
- エ. 建造物損壊罪にいう「損壊」には、建物の外観ないし美観を著しく汚損し、原状回復に相当の困難を生じさせ、その効用を減損させることが含まれるから、X が、公園内に設置された外観・美観に相応の工夫がなされていた公衆トイレの白色外壁に、容易に落ちないスプレー式塗料を用いて赤色および黒色の塗料を吹き付けて、壁の大半を埋め尽くすような形で文字を書いた場合、X には建造物損壊罪が成立する。
- オ. 現住建造物放火罪にいう「現に人が住居に使用」する建造物には、人の起居の場所として日常使用されていたものであり、犯行時においてもその使用形態に変更がなかった建造物が含まれるから、X が、自己の運営する会社の従業員数名を交代で寝泊まりさせていた家屋につき、火災保険を詐取する目的で放火することを計画し、犯行予定日に従業員を 2 泊 3 日の国内旅行に連れ出して無人にし、共犯者の Y に当該家屋に放火させた場合、X には非現住建造物放火罪ではなく、現住建造物放火罪が成立する。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。